

令和6年度 市・県民税のしおり

- 目次
- 市・県民税を納める人とは？ ①へ
 - 市・県民税の課税計算方法とは？ ②へ
 - 納付方法について ③へ
 - よくある質問Q&A ④へ
 - 所得の種類とは？ ⑤へ
 - 所得控除の種類とは？ ⑥へ
 - 税率について ⑦へ
 - 人的控除額の差による調整控除とは？ ⑧へ
 - 税額控除とは？ ⑨へ
 - 市・県民税の算出方法の具体例 ⑩へ

市・県民税とは

市・県民税は、前年中の所得に対して課税され、一定以上の所得がある人に課税される均等割と、所得に応じて課税される所得割から構成されています。

※所得税は、その年の所得に対して当該年度に課税されるので、市・県民税とは課税方法等が異なります。



野洲市 税務納税課 住民税係
TEL 077-587-6040(直通)
FAX 077-587-2439
Mail zeimu@city.yasu.lg.jp



市役所では市税の納付に関することや、生活全般に関するご相談を受け付けています。

市民生活相談課 077-587-6063

市民生活相談課では、仕事や暮らしに関する幅広い相談を受け付けます。

1

4 よくある質問Q&A

Q1 税金の課税は前年所得に対して行われるとありますが、収入と所得とはなにが違うのでしょうか。収入から扶養控除等を引いたものが所得でしょうか。

A1 主な収入である給与、公的年金、事業（自営業、農業、不動産等）について説明いたします。給与（賞与も含みます）、公的年金では源泉徴収税額や特別徴収税額、社会保険料などが天引きされる前の金額、事業では売上金額（各種経費を引く前の金額）が収入となります。

対して所得は給与・年金の場合、収入金額に応じた「給与所得控除額」「公的年金等控除額」を差し引いた金額、自営業では収入金額から必要経費を差し引いた額が所得となります。扶養控除や医療費控除などの各種控除は所得控除といい、収入からではなく、所得から引くものになります。

各種所得の計算方法については11ページ「⑤所得の種類とは？」をご覧ください。

Q2 私は、令和6年1月1日現在野洲市に住んでいましたが、令和6年4月1日に野洲市から〇〇市へ引越ししました。しかし、野洲市から令和6年度分の市・県民税の納付書が送られてきました。なぜ野洲市へ令和6年度分の市・県民税を支払うのでしょうか？

A2 市・県民税は、その年（令和6年）の1月1日現在にお住まいの市町村へ納税する義務が発生します。

従いまして、令和6年1月2日以後に他の市町村に転出された場合でも、令和6年度分の市・県民税は野洲市に納めていただくこととなります。



6

1 市・県民税を納める人とは？

市・県民税が課税される人

★令和6年1月1日現在、野洲市内に住所を有する人が納税義務者となります。

※令和6年1月2日以後に他市町村に転出された場合でも、市・県民税は野洲市に納めていただくこととなります。

市・県民税が課税されない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人

2 市・県民税の課税計算方法とは？

$$A \text{ 均等割} + B \text{ 所得割} = \text{市・県民税}$$

※詳細は裏面をご覧ください。

A 均等割の計算方法

均等割は前年中の合計所得が一定以上ある人に対して、4,800円(市:3,000円、県:1,800円(うち800円は琵琶湖森林づくり県民税分))がかかります。令和6年度から森林環境税(国税)が徴収されます。詳細は3ページをご覧ください。

※ただし、次の場合は課税されません。(野洲市税条例による。)

- 扶養親族のいない人 …… 合計所得金額 ≤ 38万円
- 扶養親族のいる人 …… 合計所得金額 ≤ 28万円×(扶養親族数+1)+26.8万円
例：扶養親族が1人の場合 ⇒ 合計所得金額 ≤ 82.8万円
2人の場合 ⇒ 合計所得金額 ≤ 110.8万円
3人の場合 ⇒ 合計所得金額 ≤ 138.8万円
4人の場合 ⇒ 合計所得金額 ≤ 166.8万円

B 所得割の計算方法

所得割は次の計算方法により決定します。

$$\text{所得} - \text{所得控除} = \text{課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} = \text{所得割}$$

※ただし、次の場合は課税されません。(野洲市税条例による。)

- 扶養親族のいない人 …… 総所得金額 ≤ 45万円
- 扶養親族のいる人 …… 総所得金額 ≤ 35万円×(扶養親族数+1)+42万円
例：扶養親族が1人の場合 ⇒ 総所得金額 ≤ 112万円
2人の場合 ⇒ 総所得金額 ≤ 147万円
3人の場合 ⇒ 総所得金額 ≤ 182万円
4人の場合 ⇒ 総所得金額 ≤ 217万円

2

Q3 私は、令和5年9月に定年退職し、現在は無職です。しかし、令和6年度分の市・県民税の納付書が送られてきました。なぜなのでしょう？

A3 市・県民税は、前年中（令和5年中）の所得に対して課税されます。従いまして、現在無職の人でも前年中に所得があれば、令和6年度分として市・県民税を納めていただくこととなります。

なお、退職金に対する市・県民税は、退職金が支払われる際に特別徴収（天引き）され、その支払者を通じて市町村に納入されますので、改めて市・県民税が課税されることはありません。ただし、特別徴収されていない場合は納税申告をしていただく必要があります。

Q4 私は、令和6年8月に会社を退職する予定です。現在、市・県民税は給与から特別徴収（天引き）されています。退職後はどのようになるのでしょうか？

A4 退職後の市・県民税の納付方法には次の2つの方法があります。

- 一括徴収** ……退職する際に、給与等から市・県民税の残額をまとめて特別徴収（天引き）され、勤務先から市に納付する方法です。
- 普通徴収** ……市・県民税の残額を、市から送付する納付書により納付していただく方法です。8月に退職される予定ということですので、残額を10月と12月の2回に分けて納めていただくこととなります。

Q5 私は夫の扶養親族であり、令和5年中の給与収入額は95万円でした。給与収入額が103万円までなら税金はかからないと聞いていたのですが、令和6年度分の市・県民税の納税通知書には税額4,800円と記載されているのですが？

A5 「給与収入額が103万円までなら税金がかからない。」とお聞きになったのは所得税のことだと思われます。※所得税では、給与収入額103万円を給与所得額（※裏面「給与

7

Point! 令和6年度の税制改正について

1. 森林環境税(国税)の導入

- 森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税します。
- 個人市・県民税均等割と併せて1人年額1,000円を徴収します。



〈令和6年度以降の市・県民税均等割及び森林環境税〉			
		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	住民税均等割	2,300円	1,800円
市民税		3,500円	3,000円
計		5,800円	5,800円

- ※1 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から10年間にわたり、臨時的に年額1,000円(県民税:500円、市民税:500円)が引き上げられ、賦課徴収していた措置が終了します。
- ※2 森林環境税(国税)に係る非課税基準は市・県民税同様となります。

2. 定額減税

- 賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担の緩和を目的としたデフレ脱却のための措置
- 令和6年度の個人市・県民税所得割額から、納税義務者(※1)及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除します。
- 令和7年度の個人市・県民税所得割額から、令和6年度の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者(※2)について1万円を控除します。

- ※1 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)の者。
- ※2 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。
- ※3 定額減税額が定額減税前の所得割額を超える場合には定額減税前の所得割額を限度額とする。
- ※4 配偶者特別控除の対象となる納税者は「控除対象配偶者」ではないため、定額減税の適用対象外とする。
- ※5 国内に住所を有しない配偶者、同一生計配偶者及び扶養親族は定額減税の適用対象外とする。

3

所得の計算方法」参照)にすると、このケースの場合48万円になります。

そこから**基礎控除額**48万円を差し引くと0円となり、**課税標準額**が発生しないため所得税はかかりません。

それでは、**市・県民税の算出方法**をご紹介します。所得税の計算と同じく**給与収入額**95万円を**給与所得額**にすると、40万円となります。そこから**基礎控除額**43万円を差し引くと-3万円となり、所得税の場合と同じく**課税標準額**は発生しません。

しかし、市・県民税には、**所得割と均等割**があり、**所得割については課税標準額が発生しないためかかりませんが(=0円)、均等割については給与所得額が38万円を超える人にはかかりま**すので、**均等割の4,800円が課税されること**となります。

※詳細については、「②市・県民税の課税計算方法とは？」をご覧ください。

また、扶養親族となれる給与所得額は48万円までとなり、これを給与収入額に戻すと103万円までとなります。これまでのことを表にすると次のようになります。

給与収入額 (給与所得)	所得税	市・県民税	
		所得割	均等割
103万円超 (48万円超)	かかります	かかります	かかります
103万円 (48万円)	かかりません	かかります	かかります
100万円 (45万円)	かかりません	かかりません	かかります
93万円 (38万円)	かかりません	かかりません	かかりません

※所得控除額により異なる場合があります。

8

「合計所得金額」と「総所得金額等」とは…

「合計所得金額」… 次の①～④の合計額【繰越控除前の金額】
「総所得金額等」… 次の①～④の合計額【繰越控除後の金額】

所得の内容など

- 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2後の金額
- 申告分離課税（それぞれ特別控除前）の所得金額の合計額
- 退職所得金額、山林所得金額の合計額



「繰越控除」とは…

- 純損失や雑損失の繰越控除、特定居住用財産及び居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

4

Q6 私は令和6年4月に外国へ向うため2年間出国します。市民税・県民税の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A6 市民税・県民税は毎年1月1日現在に野洲市に住所がある人に納税義務が発生します。ご質問の場合は、令和6年1月1日現在野洲市に住所を有することとなりますので、令和6年度市・県民税は納めていただく必要があります。会社から天引きされる特別徴収が継続されず、個人納付（普通徴収）となった場合は納税管理人（親族等）を野洲市に届出いただき納付していただくこととなります。令和7年度市民税・県民税は、令和7年1月1日は外国に滞在されていますので納税義務は発生しません。

Q7 令和6年1月8日に亡くなった父の令和6年度分の市・県民税の納付書が送られてきました。なぜなのでしょう？

A7 市・県民税は毎年1月1日現在に野洲市にお住まいの方を対象に前年中（令和5年中）の所得に対して課税されます。今回のケースではお父様がお亡くなりになられたのが1月1日以降であることから、令和6年度市・県民税をお住まいの市町村へ納税する義務が発生します。なお、納税義務は相続人の方へ承継されます。

Q8 私は令和6年3月に野洲市に転入してきました。この度、勤務先に令和6年度（令和5年中）所得証明書を提出する必要があるのですが、野洲市で発行してもらえますか？

A8 所得証明書や課税証明書、非課税証明書は、その年（令和6年）の1月1日現在にお住まいの市町村での発行となります。

野洲市では、令和6年度の所得証明書、課税証明書及び非課税証明書は、令和6年6月1日から発行いたします。なお、前住所地が遠方にある場合等においては、郵便での請求も可能ですので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

9

3 納付方法について

納付方法には次の3つの方法があります。

《給与からの特別徴収》

勤務先が毎月の給与から税額分を天引きして、本人に代わって市に税金を納める方法です。6月から翌年5月までの12ヶ月で1年度になります。自己の都合で普通徴収にすることはできません。

《公的年金からの特別徴収》

厚生労働大臣（日本年金機構）などの年金保険者が、年6回（2・4・6・8・10・12月）の年金給付の際、給付年金額から税額分を天引きして、本人に代わって市に税金を納める方法です。受給されている公的年金全てに係る所得額に応じた税額のみ対象となります。

《普通徴収》

市から送付した納付書（口座振替を申し込まれている場合は口座からの引去り）により、ご自身で市に税金を納める方法です。納期限は、6・8・10・12月の末日（12月は25日）になります。（納期限が土・日・祝日の場合は翌日又は翌々日）★現在お勤めの方は、「普通徴収」から「特別徴収」へ切り替えることができます。希望する人は勤務先の給与担当者に申し出てください。（勤務先により切替えの条件は異なります。）★納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が増加されます。

5

Q9 コンビニエンスストアでも税務証明が取得できると聞きました。

A9 マイナンバーカードをお持ちであれば全国のコンビニエンスストアで証明書を発行することが可能です。ただし、以下の方については発行することができません。

- ・賦課期日である1月1日に野洲市に住民登録がない。
- ・税法上の被扶養者であり、所得の申告を行っておらず、所得情報がない。
- ・1月1日時点は野洲市に住民登録があるが現在は市外に在住している。
- ・過去の年度の証明を出したい。

※納税証明書は、コンビニエンスストアでは発行できません。



Q10 スマートフォンがあればインターネットで証明書を申請できると聞きました。

A10 スマートフォンに加えマイナンバーカード及びクレジットカードをお持ちであれば申請いただくことが可能です。詳細については野洲市ホームページにある「各種オンライン申請」をご確認ください。右のQRコードからアクセスできます。



★その他、ご不明な点等がございましたら、野洲市役所税務納税課住民税係までお気軽にお問い合わせください。

裏面もご覧ください

10

5 所得の種類とは？

種類	計算方法	
1 営業所得	営業をしている場合 収入金額－必要経費	
2 農業所得	農業をしている場合 収入金額－必要経費	
3 不動産所得	地代、家賃、権利金など 収入金額－必要経費	
4 利子所得	公債、預貯金などの利子 収入金額＝利子所得	
5 配当所得	株式や出資の配当など 収入金額＝配当所得	
6 譲渡所得(総合・分離)	ゴルフ会員権・土地・株式などの資産を売った場合 収入金額－必要経費－特別控除 ※短期譲渡と長期譲渡では課税の計算方法が異なります。	
7 一時所得	生命保険の一時金や損害保険の満期戻戻金、賞金や懸賞当選金など (収入金額－必要経費－特別控除)×1/2	
8 給与所得	サラリーマンやパートの給料など 収入金額－給与所得控除額	
9 退職所得	退職金、一時退給など (収入金額－退職所得控除額)×1/2	
10 雑所得	①公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金等 次の①②③の合計額 ①：公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②：業務で得た収入金額－必要経費 ③：①②を除く雑所得の収入金額－必要経費
	②業 務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品配達などの副収入
	③その他	①②及びほかの所得に当てはまらない所得(個人年金など)

※給与所得と雑所得(公的年金)は次の計算式で算出します。
複数の会社・年金基金団体から給与や年金を受けている場合は、それぞれで合計してから計算します。

給与と所得の計算方法

(A) の金額	給与と所得 (円)
～ 550,999	0
551,000～1,618,999	(A)－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	(B)×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	(A)÷4=(B) (千円未満の端数四捨捨て) (B)×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999	(B)×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	(A)×0.9－1,100,000
8,500,000～	(A)－1,950,000

11

※所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①特別障害者に該当する
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

所得金額調整控除=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除=給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円

雑所得(公的年金)の計算方法

年齢	(A)の金額	雑所得(公的年金)(円)		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
65歳未満の人(昭和34年1月2日以後の生)	～1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000
	1,300,000～4,099,999	(A)×0.75－275,000	(A)×0.75－175,000	(A)×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×0.85－685,000	(A)×0.85－585,000	(A)×0.85－485,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×0.95－1,455,000	(A)×0.95－1,355,000	(A)×0.95－1,255,000
	10,000,000～	(A)	(A)	(A)
	～3,299,999	(A)	(A)	(A)
65歳以上の人(昭和34年1月1日以前の生)	3,300,000～4,099,999	(A)×0.75－275,000	(A)×0.75－175,000	(A)×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×0.85－685,000	(A)×0.85－585,000	(A)×0.85－485,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×0.95－1,455,000	(A)×0.95－1,355,000	(A)×0.95－1,255,000
	10,000,000～	(A)	(A)	(A)
	～1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000
	1,300,000～4,099,999	(A)×0.75－275,000	(A)×0.75－175,000	(A)×0.75－75,000

12

6 所得控除の種類とは？

※所得税の控除額とは異なりますので、ご注意ください。

種類	控除額等
雑損控除	次のうちいずれか多い方の額 ・(実質損失額)－総所得金額等の合計額の10% ・(災害関連支出の金額－5万円)
医療費控除(右のうちのいずれか)	支払医療費－保険金などの補てん金(総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか低い方の金額)(最高200万円) セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 《計算方法》 支払ったスイッチOTC医薬品の総額－保険金などで補てんされる金額－1万2千円＝セルフメディケーション税制による医療費控除額(最高6万8千円)
社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	支払った額全額(社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、小規模企業共済掛金、後期高齢者医療保険料など) ※公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税については、その本人のみの控除対象となります。
生命保険料控除	◆生命保険料控除の計算式 支払った保険料に一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、それぞれの控除額を次の算式により計算した上で、合計したものです。 ただし、介護医療保険料控除は新契約に係る控除額の計算式で算出します。 ○平成24年1月1日以降に締結した保険契約(以下「新契約」といいます)に係る控除額の計算方法 12,000円以下 ……支払保険料の全額 12,000円超32,000円以下 ……支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 ……支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超 ……一律28,000円 ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約(以下「旧契約」といいます)に係る控除額の計算方法 15,000円以下 ……支払保険料の全額 15,000円超40,000円以下 ……支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 ……支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超 ……一律35,000円 ○各契約の適用限度額 (1) 新契約…28,000円 (2) 旧契約…35,000円 (3) 新契約および旧契約の両方で控除の適用を受ける場合…28,000円 上記の各保険料控除の合計適用限度額は70,000円です。

13

地震保険料控除	○地震保険(自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋・家財を保険や共済の目的としており、かつ地震もしくは噴火または津波を原因とする火災等による損害に対して保険金または共済金が払われるもの) 保険料金額×1/2(上限25,000円) (経過措置) ○平成18年末までに契約を締結した長期損害保険(保険期間や共済期間が10年以上の契約で満期戻戻金が支払われる旨の約款があり、かつ、平成19年1月1日以降に契約変更していないもの) 支払保険料が5,000円以下……………支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下……………支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超……………10,000円 ★両方ある場合は合計額。ただし上限25,000円 1つの損害保険契約等で、地震保険と長期損害保険のいずれにも該当する場合は、いずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。
	控除額：30万円 婚姻していない方または配偶者が死亡もしくは生死不明などで、次の①～③のいずれにも当てはまる方。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を有すること ③事実上の婚姻関係と同様であると認められる者がいないこと
ひとり親控除 寡婦控除	控除額：26万円 上記の「ひとり親控除」に該当しない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②次のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫が生死不明の方 ◆夫と離別した後、婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
勤労学生控除	26万円 (自己の勤労による給与と所得等の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与と所得以外の所得が10万円以下の人)
障害者控除	障がい者である納税義務者、扶養親族1人につき26万円 (特別障害者については30万円、同居特別障害者については53万円)

14

	納税者本人の合計所得	控除額			
		70歳未満(昭和29年1月2日以後の生)	70歳以上(昭和29年1月1日以前の生)		
配偶者控除	～9,000,000	33万円	38万円		
	9,000,001～9,500,000	22万円	26万円		
	9,500,001～10,000,000	11万円	13万円		
	10,000,001～	0	0		
	※控除対象配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に限る。 ※内縁の配偶者は、控除対象になりません。				
配偶者特別控除	納税者本人の合計所得	9,000,001	9,500,001	10,000,001	
	配偶者の合計所得	9,000,000	9,500,000	10,000,000	
	480,001～950,000	33万円	22万円	11万円	0
	950,001～1,000,000	33万円	22万円	11万円	0
	1,000,001～1,050,000	31万円	21万円	11万円	0
	1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円	0
	1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円	0
	1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円	0
	1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円	0
	1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円	0
1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円	0	
1,330,001～	0	0	0	0	
扶養控除	一般扶養(平成17年1月2日～平成20年1月1日または昭和29年1月2日～平成13年1月1日生)	33万円			
	特定扶養(19～22歳)(平成13年1月2日生～平成17年1月1日生)	45万円			
	老人扶養(70歳以上)(昭和29年1月1日以前の生)	同居老親等	45万円		
		同居老親等以外	38万円		
※ただし、合計所得金額が48万円以下の人に限る。					
基礎控除	納税者の合計所得	控除額			
	2,400万円以下	43万円			
	2,400万円超2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超2,500万円以下	15万円			
2,500万円超	0				

15

7 税率について

I 均等割の税率

市民税 3,000円
県民税 1,800円(うち800円は琵琶湖森林づくり県民税分)
※上記金額と併せて1,000円(森林環境税)を徴収します。

II 所得割の税率

市民税 6% 県民税 4%

III 分離長期譲渡所得の税率

- 一般所得分** 土地建物等の譲渡による所得で特定所得や軽減所得以外のもの(長期譲渡課税標準額)×(市民税3%+県民税2%)
- 特定所得分** 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した所得
 - 長期譲渡課税標準額が2,000万円以下の場合(長期譲渡課税標準額)×(市民税2.4%+県民税1.6%)
 - 長期譲渡課税標準額が2,000万円を超える場合(長期譲渡課税標準額－2,000万円)×(市民税3%+県民税2%)+(市民税48万円+県民税32万円)
- 軽減所得分** 所有期間が10年以上の居住用財産を譲渡した所得
 - 長期譲渡課税標準額が6,000万円以下の場合(長期譲渡課税標準額)×(市民税2.4%+県民税1.6%)
 - 長期譲渡課税標準額が6,000万円を超える場合(長期譲渡課税標準額－6,000万円)×(市民税3%+県民税2%)+(市民税144万円+県民税96万円)

IV 分離短期譲渡所得の税率

- 一般所得分** 土地建物等の譲渡による所得で軽減所得以外のもの(短期譲渡課税標準額)×(市民税5.4%+県民税3.6%)
- 軽減所得分** 土地等を国や地方公共団体等に譲渡した所得(短期譲渡課税標準額)×(市民税3%+県民税2%)

V 分離株式譲渡所得の税率

- 一般分** 一般株を譲渡した所得(株式等譲渡課税標準額)×(市民税3%+県民税2%)
- 上場分** 上場株式等を譲渡した所得(株式等譲渡課税標準額)×(市民税3%+県民税2%)

VI 先物取引等に係る雑所得の税率

(先物取引等課税標準額)×(市民税3%+県民税2%)

16

8 人的控除額の差による調整控除とは？

「人的控除額の差」とは所得税での所得控除額と市・県民税での所得控除額の差額のことです(下記一覧表参照)。その人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、市・県民税所得割額から①もしくは②より算出された額が控除されます。

人的控除以外のものは調整控除の対象外です。
※令和3年度より合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外です。

人的控除名	納税者本人の合計所得	人的控除額の差			
配偶者控除	～9,000,000	5万円			
	9,000,001～9,500,000	4万円			
	9,500,001～10,000,000	2万円			
配偶者特別控除	～9,000,000	10万円			
	9,000,001～9,500,000	6万円			
	9,500,001～10,000,000	3万円			
配偶者の合計所得	～9,000,000	5万円			
	9,000,001～9,500,000	4万円			
	9,500,001～10,000,000	2万円			
	～9,000,000	3万円			
人的控除名	人的控除額の差	人的控除額の差			
	一般	5万円	普通	1万円	
	特定	18万円	障害者控除	特別	10万円
	老人	10万円	同居特別	22万円	
扶養控除	老人	10万円	同居特別	22万円	
	同居老親	13万円	寡婦控除	1万円	
勤労学生控除	1万円	ひとり親控除	母	5万円	
基礎控除	5万円	ひとり親控除	父	1万円	

①市・県民税の課税標準額が200万円以下の場合
人的控除額の差の合計額と市・県民税の課税標準額のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)

②市・県民税の課税標準額が200万円を超える場合
{人的控除額の差の合計－(市・県民税の課税標準額－200万円)}×5%(市民税3%、県民税2%)
注)ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

分離課税にかかる所得については適用されません。

17

9 税額控除とは？

I 配当控除

種類	課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
私募証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

II 住宅借入金等特別税額控除

(1)対象となる人
所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった人のうち、平成21年から令和7年12月までの入居者

(2)控除される額
次のいずれか小さい額が市・県民税から控除されます。
・所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
・所得税の課税総所得金額等の額に5%または7%を乗じて得た金額(下表のとおり)

居住日	①平成21年～平成26年3月	②平成26年4月～令和3年12月	③令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	所得税の課税所得金額等の7%(最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

※②の期間において、消費税5%以下で契約した場合は、①の控除限度額となります。
※③について、令和4年中に入居した方のうち、消費税10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、②の控除限度額となります。

(3)適用方法
お勤め先の年末調整や、税務署の所得税確定申告の内容から、市役所にて市・県民税の住宅ローン控除額を決定し、適用します。

18

III 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

IV 寄附金税額控除

一般の寄附金	対象となる寄附先	・滋賀県の共同募金会 ・滋賀県の日本赤十字社支社 ・滋賀県または野洲市が条例で指定した事業所・団体
	控除額	・市民税(寄附金額－2,000円)×6% ・県民税(寄附金額－2,000円)×4%
ふるさと納税	対象となる寄附先	・全ての都道府県 ・全ての市区町村 (東日本大震災、熊本大地震等の寄附金を含む)
	基本控除分	・市民税(寄附金額－2,000円)×6% ・県民税(寄附金額－2,000円)×4%
		特例控除分
	申告特例控除額	・市民税(寄附金額－2,000円)×所得税率0～45%×1.021×60% ・県民税(寄附金額－2,000円)×所得税率0～45%×1.021×40%
確定申告した場合	基本控除分	・市民税(寄附金額－2,000円)×6% ・県民税(寄附金額－2,000円)×4% ※寄附金額の合計額は総所得金額などの30%が限度
	特例控除分	・市民税(寄附金額－2,000円)×(90%－所得税率0～45%×1.021)×60% ・県民税(寄附金額－2,000円)×(90%－所得税率0～45%×1.021)×40% ※(所得割－調整控除額)×20%が限度
	所得税控除額	・所得税(寄附金額－2,000円)×所得税率0～45%×1.021

☆寄附金税額控除の対象となる上限額は、総所得金額等の30%の額までです。

10 市・県民税の算出方法の具体例

計算例	家族構成	夫(63歳)・妻(年金収入45万円のみ)・母(85歳遺族年金のみ)
令和5年中の夫の所得等の状況	給与収入……………	3,588,300円
	公的年金収入……………	2,050,000円
	社会保険料……………	300,500円
	生命保険(旧契約)の支払額……………	132,000円
	地震保険の支払額……………	4,000円

【所得割の計算】
給与所得控除後の金額=3,588,300円÷4=897,000円(1,000円未満切捨て)

897,000円×2.8－80,000円=2,431,600円…①

雑所得(公的年金)=2,050,000円×0.75－275,000円=1,262,500円…②

所得金額調整控除=①+②－100,000円=3,594,100円

ただし、100,000円を超えるため所得金額調整控除は100,000円…③

給与と所得=①－③=2,331,600円…④

総所得金額=②+④=3,594,